

「G20諸国の貿易措置に関するWTO報告書（第17版）」
（概要）

平成29年7月
経済局国際貿易課

6月30日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第17版）」を公表したところ、ポイントは次のとおり。

本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局が作成しているもの。今回の報告書は、昨年10月中旬から本年5月中旬までの約7か月間に導入された措置を対象としている第17版。なお、本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

- 今回の調査対象期間にG20諸国が新規に導入した貿易制限措置（貿易救済措置を除く。）は42件、月平均6件であり、前回調査の4.8件と比較して若干の増加傾向にあるが、2009年から2015年の8年間の月平均件数7件よりは低い水準にある。
- 今回の調査対象期間にG20諸国が新規に導入した貿易自由化措置（注）は42件、これは月に平均6件であり、前回調査時とほぼ同水準。
- 貿易政策における透明性と予見可能性は、世界経済におけるすべての主体にとって不可欠である。経済成長のために鍵となる推進力であり、繁栄のための主要なエンジンである開かれた、相互利益をもたらす貿易のためのコミットメントを再確認することにおいて、G20諸国は、リーダーシップを示すべきである。
- 世界経済の不確実性が継続する中で、G20諸国は本年2月に発効したWTO貿易円滑化協定の実施を含めた国際貿易環境の向上、本年12月の第11回WTO閣僚会議で成果を得るための協働を追求し続ける必要がある。

（注）「貿易自由化措置」とは、例えば、関税の減免をはじめとする貿易の自由化に資する措置のこと。

（注）我が国の貿易関連措置は、本年3月31日炭素鋼製突合せ溶接式継手（大韓民国、中華人民共和国産）のアンチダンピング（不当廉売）関税措置の調査開始について記載されている。

（了）